

- (1) 奨学生願書
- (2) 奨学生推薦状
- (3) 在学証明書
- (4) 成績証明書等

※中学校最終学年の成績証明書、調査書、通知表等のいずれか(コピー可)。

- (5) 課題作文『私は、将来(50代・60代の時)どのような人として記憶されていたか。そのために、今、努力していることは何か。』
(添付の原稿用紙3~5枚(コピーして使用)に題名、学校名、氏名、ページ数を記載し、願書等と併せて提出のこと。)
- (6) 保護者の年間収入を証明する書類
※保護者の「源泉徴収票」「確定申告書(控)」「課税証明書(収入のない場合は「非課税証明書)」「所得証明書」等の年間収入が分かる書類のいずれかのコピー。

5. 奨学生の選考及び決定

当基金は、前項により申請のあった者について、当基金に設けた学識経験者からなる運営委員会に諮った上、奨学生を決定し、令和2年8月中旬までに在籍する高校等の学校長を経て、本人に可否を通知する。

6. 課題図書への給付

当基金は、奨学支援のため奨学生に毎月、当基金の運営委員会の定める課題図書を送付し、奨学生は読書感想文を当基金に提出するものとする。
(課題図書の給付は、高校3年次7月まで)

7. 成績証明書、在学証明書(卒業証明書)及び近況報告書の提出

奨学生は毎学年終了後、成績証明書、在学証明書(卒業証明書)及び近況報告書を当基金に提出しなければならない。

8. 異動届出

奨学生は、次の各号の一つに該当する場合は、直ちに当基金に届け出なければならない。

- (1) 疾病その他の事故又は個人的事情により1ヶ月以上欠席する場合
- (2) 休学、復学、転学又は退学しようとする場合
- (3) 奨学生の住所又は奨学金振込金融機関等その他重要な事項に変更のあった場合

担任 もしくは
奨学金担当者まで

9. 奨学金の休止

奨学生が休学又は長期欠席(当該年度60日間以上)した場合は、その期間奨学金の給付を休止することがある。

10. 奨学金の打ち切り

奨学生が次の(1)から(8)までのいずれかに該当すると認められた場合は、奨学金の給付を打ち切ることができる。

- (1) 疾病又は傷害のため退学し、復学の見込みが無くなった場合
- (2) 停学又は退学等の処分を受けた場合
- (3) 学業成績又は素行が不良となった場合
- (4) 奨学金を必要としない事由が生じた場合
- (5) 退学又は転学し、奨学金を必要としなくなった場合
- (6) 虚偽の申請をした場合
- (7) 課題図書への読書感想文の提出率が、理由なく年間6割未満の場合
- (8) その他奨学生として適当でない事由が生じた場合

11. 奨学金に対する義務

この奨学金は返還の義務はない。ただし、虚偽の申請等の不正行為があった場合は、奨学金の全部又は一部の返還を求められることがある。

12. 願書等の郵送先及び照会先

(事務局) 〒164-0001 東京都中野区中野3-36-16

三菱UFJ信託銀行株式会社 リテール受託業務部
公益信託課 入志奨学金基金担当
TEL: 0120-622372(フリーダイヤル)

(受付時間 平日9:00~17:00 土・日・祝日等を除く)

FAX: 03-5328-0586

E-mail: koueki_post@tr.mufg.jp

※学校奨学金担当者以外の照会は原則受付いたしません。

以上

令和2年度 奨学金案内(在学・緊急募集)

奨学金を希望するみなさんへ

高校・高専・専修学校高等課程

公益財団法人福岡県教育文化奨学財団が実施する奨学事業は、勉学意欲がありながら経済的理由により修学に困難があると認められる者に対し、学資の貸与を行うことにより、社会に有為な人材の育成に資するとともに、教育の機会均等に寄与することを目的としています。

公益財団法人 福岡県教育文化奨学財団

福岡県教育文化奨学財団は、高等学校(中等教育学校後期課程、高等学校専攻科、特別支援学校高等部及び特別支援学校専攻科を含む)・高等専門学校・専修学校高等課程に進学後、経済的理由により奨学金を希望する人について奨学生の募集(在学・緊急)を行います。

1 募集の種類

高等学校等在学生の奨学金は、「在学募集」と家計急変等による「緊急募集」があり、いずれも無利息です。

※「在学募集」と「緊急募集」を同時に申し込むことはできません。

※「在学募集」と「緊急募集」には、予約募集時にあった「支度金」はありません。

※令和2年度予約募集奨学金内定者は申し込むことはできません。(内定後辞退者を除く。)

2 申込資格

(1) 在学募集

次の3項目のすべてに該当する場合、申込むことができます。

ア 保護者が、福岡県内に生活の本拠を有していること。

イ 令和2年4月に、高等学校(中等教育学校後期課程を含む。)、高等専門学校、高等学校専攻科、特別支援学校高等部、特別支援学校専攻科、専修学校高等課程に在学していること。

※専修学校高等課程は奨学金取扱課程のみです。(在学校に問い合わせてください)

ウ 特に経済的理由により修学が困難であること。

※「特に経済的理由により修学が困難である」とは、同一生計の収入合計額が生活保護基準の2.4倍以下であることをいいます。

(2) 緊急募集

次の4項目のすべてに該当する場合申込むことができます。

ア 保護者が、福岡県内に生活の本拠を有していること。

イ 申込時に、高等学校(中等教育学校後期課程を含む。)、高等専門学校、高等学校専攻科、特別支援学校高等部、特別支援学校専攻科、専修学校高等課程に在学していること。

※専修学校高等課程は奨学金取扱課程のみです。(在学校に問い合わせてください)

ウ 1年以内に家計が急変した者、又は、令和2年5月以降に入学した者(ただし、転入学の場合は保護者が県外から転居した場合に限る。)

エ 特に経済的理由により修学が困難であること。

※「家計の急変」とは、家計を支えている人が、失職・破産・会社の倒産・病気・死亡又は火災・風水害などにより家計が急変した場合をいいます。

※「特に経済的理由により修学が困難である」とは、申込者の同一生計の収入合計額が生活保護基準の2.4倍以下であることをいいます。

※要件に該当するか分からない場合は、在学校又は当財団にお問い合わせください。

担任 もしくは
奨学金担当者まで